

3 . 耐震性について

Q . 建物に耐震診断は、どこに申し込めばよいか？

A . 市では、木造住宅無料耐震診断を行っており、対象となる住宅は、市内に所在する民間住宅であること。昭和56年5月31日以前に着工された専用住宅、併用住宅、長屋、共同住宅であること。延床面積が200㎡以下であること。構造が木造であるもの。以上～すべての項目に該当するもので、住宅所有者等が申込みできる。また、上記診断の結果、総合評点が0.7未満の住宅については、限度額60万円の範囲内で木造住宅耐震改修補助制度が受けられます（平成20年度現在）。詳しくは、市都市建設課までお問い合わせください。

上記建物対象外の場合は、信用のおける建築士に依頼をするのが一番。また、(財)日本建築防災協会のホームページ(www.kenchiku-bosai.or.jp)上でも、簡易な耐震診断プログラムを公開しているので活用して欲しい。

Q . 木造住宅と鉄筋住宅はどちらが地震に強いのか？

A . 一般的には鉄筋住宅のほうが強い。

Q . 自宅は昭和56年4月に着工したのだが、耐震診断をした方がよいのか？

A . 昭和56年4月に着工したのであれば、設計段階で昭和56年6月新耐震基準以前の建築基準法に準拠している可能性があるため、できれば実施してほしい。

Q . 耐震構造・免震構造の違いは？そういう工事はどこでしているか？

A . 建物が倒れないようにするのが、耐震構造。揺れを吸収させ建物に直接伝わらないようにするのが、免震構造。工事については、大手の建築会社、設計会社になると思う。